伐採及び伐採後の造林の届出書

　　　年　　　月　　　日

　高千穂町長　殿

**森林所有者**

住所 届出者氏名 印

電話番号

次のとおり上記届出者が所有する森林の立木を伐採したいので、森林法第１０条の８第１項の規定により届け出ます。

１　森林の所在場所

|  |
| --- |
| 　　　高千穂町 大字　　　　　 　字　　　　　　　 　番地　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（林小班：　　　　　 　　　　　　　　） |

**伐採の権原を有する者**

住所 届出者氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

電話番号

１　伐採の計画

|  |  |
| --- | --- |
| 伐採面積・樹種 | ha（うち人工林（ｽｷﾞ・ﾋﾉｷ・　　　　）　　　ha、天然林　　　ha） |
| 伐採方法 | 主伐(皆伐 ・ 択伐)・間伐　(伐採率　　　 　　％) |
| 作業委託先 |  |
| 集材・搬出方法 | 車両・架線・（　　　） | 路網新設の有無 | 有(幅員　　　　m、延長　　　 m)・無 |
| 伐採齢(樹種別) |  |
| 伐採の期間(年次別) | 　　　　年　　　月　　　日　～　　　年　　　月　　　日（　　　　ha）　　　　年　　　月　　　日　～　　　年　　　月　　　日（　　　　ha）　　　　年　　　月　　　日　～　　　年　　　月　　　日（　　　　ha） |

２　備考

|  |
| --- |
| (仲介者がいる場合、その住所及び氏名、連絡先を記載。伐採後森林外に供する場合にはその用途を記載。) |

**造林の権原を有する者**

住所 届出者氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

電話番号

１　伐採後の造林の計画

（１）造林の方法別の造林面積等の計画

|  |  |
| --- | --- |
| 造林面積（Ａ＋Ｂ） | ha　 |
| 　 | 人工造林による面積(A) | ha　(うち植栽　　　　　ha、人工播種　　　　　ha) |
| 　 | 天然更新による面積（B） | ha(うち萌芽更新　　　　　ha、天然下種更新　　　　　ha) |
| 　 | 　 | 天然更新補助作業の有無 | 無 ・ 地表処理 ・ 刈出　・ 植込　・なし　・その他(　　 ) |

（２）造林の方法別の造林の計画

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 造林期間 | 造林樹種及び樹種別面積・本数 | 鳥獣害対策(具体的) | 作業委託先 |
| 人工造林(植栽・人工播種) |  | ﾞ　　　　ha(　　　 　本) |  |  |
| 天然更新(萌芽・天然下種) |  | 萌芽　　　 ha( 　　　　本)下種　　　 ha(　 　　　本) |  |  |
|  | ５年後において的確な更新がなされていない場合 |  | ﾞ　　　　ha(　　　 　本) |  |  |

（３）伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

|  |
| --- |
|  |

２　備考

|  |
| --- |
|  |

注意事項

１．伐採する市町村ごとに提出すること。

２．氏名等を自書する場合においては、押印を省略することができる。

３．森林の所在地ごとに記載すること。

４．面積は小数第2位までを記載し、第3位を四捨五入すること。

５．樹種はスギ、ヒノキ、クヌギ等、針葉樹と広葉樹がわかるように具体的に記載すること。

６．伐採方法欄には、皆伐、択伐又は間伐の別を記載し、伐採率欄には立木材積による伐採率を記載すること。

７．集材・搬出方法について、車両系又は架線系集材の区分を記載し、路網を開設する場合はその拡幅及び延長を記載し、林道、作業道、集材路及び土場を明示した搬出系統図を添付すること。

８．伐採齢欄には、伐採する樹種ごとに伐採する立木の最も小さい林齢から大きい林齢を「○～○」のように記載すること。

９．伐採の期間が1年を超える場合おいては、**年次別**に期間及び面積を記載すること。

１０．造林面積欄には、主伐面積と造林面積が一致するように記載すること。

１１．植栽による面積欄には、主伐面積を超える面積を記載しないこと。

１２．天然更新補助作業の有無欄には、当該作業の実施の有無を記載すること。

１３．伐採後の造林の計画欄においては、造林樹種ごとに面積及び本数等を記載すること。

１４．５年後において適確な更新がなされない場合の欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であって、伐採の終了した日から起算して５年後において当該用途に供されていない場合を含む）における造林の期間、樹種、樹種別の面積及び本数を記載すること。

１５．伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後５年以内において当該伐採地が森林以外の用途に供されることとなる場合のみ記載すること。

１６．伐採及び造林においては、高千穂町伐採及び伐採後の造林の届出及び森林の状況報告に関する事務取扱要領（令和４年３月３１日制定）を遵守し、伐採及び造林の実施においては別添誓約書のとおり、責任所在を明確にしたうえで誠実に実行すること。

１７．それぞれの権原を有する者以外が記載又は届出を行う際は、権限を有する者からの委任状等を付すこと。

１８　５．０ha以上の人工林を皆伐し、当該林分が以下①～③に該当する場合は原則人工造林を計画する

こと。

　　　①　現況が針葉樹人工林

　　　②　母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方又は周囲１００m以内に存在しない

　　　③　林床に更新樹種が存在しない